

三重県図書館情報ネットワークシステム相互貸借規程

(目的)

第1条 この規程は、三重県図書館情報ネットワークシステム（以下、「本ネットワーク」という。）に参加する図書館（以下、「参加館」という。）の資料の一体的活用を図り、図書館間の資料相互貸借を積極的かつ円滑に行うため必要な基本事項を定めるものとする。

(相互貸借の原則及び貸出依頼の範囲)

第2条 この規程に基づく資料の相互貸借は、各参加館が、平等・互恵の精神に則り行うことを原則とするものとする。

2 この規程に基づく貸出依頼資料の範囲は、原則として、貸出依頼を行う館（以下、「依頼館」という。）において未所蔵の場合に限るものとする。

3 依頼を受け付けた館（以下、「受付館」という。）は、自館の貸出規程に定める条件の範囲で貸出するものとする。ただし、貸出規程にかかわらず、特に承認した場合はこの限りでない。

(借受点数)

第3条 資料の借受点数は制限されないものとする。ただし、受付館に特別の事情がある場合にはこの限りでない。

(貸出期間)

第4条 資料の貸出期間は、受付館が決定するものとする。

2 受付館は、業務上の必要が生じたときは、貸出期間中であっても資料の返却を請求できるものとする。

(貸借の管理・手続き)

第5条 資料の貸借にかかる事務処理は、本ネットワーク上で行うこととし、手続きのための通知文書等は省略できるものとする。

(受け渡し)

第6条 資料の受け渡しは、安全かつ確実な方法により行うものとする。

(経費の負担)

第7条 資料の送付及び返送にかかる経費は、原則として依頼館が負担するものとする。ただし、各県立図書館が構築している資料物流網を利用する場合は、この限りでない。

(利用条件)

第8条 相互貸借による資料の利用条件は、受付館があらかじめ利用上の条件を示しているときは、その条件に従い、それ以外の場合は、依頼館の利用規程によるものとする。

第9条 依頼館は、依頼資料を受領してから受付館が当該資料を受領するまでの期間の責任をすべて負うものとする。

第10条 依頼館は、依頼資料を紛失、又は汚損、若しくは破損したときは、受付館の指示する条件で損害を弁償するものとする。

(規格外事項の協議)

第11条 本規程に定めるもののほか、必要な事項及び本協定に関して生じた疑義については、依頼館と受付館が協議のうえ、決定するものとする。

(三重県立図書館の役割)

第12条 三重県立図書館は、その使命に鑑み、各参加館との連絡・調整、宅配便による物流体制等、図書館ネットワークを支援する体制の整備に努めるものとする。

第13条 この規程の円滑な運営を図るため、三重県立図書館は、必要に応じ参加館の意見を求めることができる。

第14条 三重県立図書館長は、この規程を参加館の承諾を得ることなく変更することができる。この場合において、三重県立図書館長は、参加館に対して通知するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月2日から施行する。